

要チェック!

# 働き方改革関連法が 施行されます



CHECK

1

## 時間外労働の上限規制が導入されます

2019年4月施行(中小企業は2020年4月~)



時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、  
複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

CHECK

2

## 年次有給休暇制度が見直されます

2019年4月施行

事業者は、10日以上<sup>※</sup>の年次有給休暇が付与されている全ての従業員に対し、  
**毎年5日、時季を指定して**、有給休暇を与える必要があります。



CHECK

3

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者<sup>\*</sup>の間の 不合理な待遇差が禁止されます

2020年4月施行(中小企業は2021年4月~)

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な  
待遇差**が禁止されます。

※パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者



滋賀労働局

雇用環境・均等室  
からのメッセージ

**「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の  
好循環をつくるため、「働き方改革」により魅力ある職場をつくりましょう!**

【問合せ】TEL:077-523-1190 FAX:077-527-3277

### このパンフレットについて

草津市と市民団体「くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん」では、平成29年度に、市内の従業員規模20人以上の事業所と団体を対象に、「ワーク・ライフ・バランスおよび女性の活躍推進等に関する事業所調査」を実施しました。このパンフレットでは、この調査結果のデータを使用しています。

- 調査期間／平成29年6月28日～7月14日
- 調査対象数／629事業所
- 回収数／171事業所 ●回収率／27.2%

詳しくは、草津市 HP をご覧ください。

草津市 ワーク・ライフ・バランス 事業所調査

検索

発行  
平成31年2月

草津市 総合政策部 男女共同参画課

TEL:077-565-1550 FAX:077-561-2489 E-mail:danjo@city.kusatsu.lg.jp